

令和8年度 子ども会体験活動助成事業 交付要綱

1 目的

本事業は、(公社)札幌市子ども会育成連合会の準会員である単位子ども会(以下「単子」という)の体験活動への助成を通じ、会員組織の活性化を支援し、地域における子どもの健全育成への寄与を目的とする。

2 対象団体

全国子ども会安全共済会に加入している単位子ども会

※ 複数の単位子ども会や地区子連と一緒に活動することも可能(参加子ども会一覧を提出)

※ 地区子連のみの活動は対象外(本事業の目的は、単位子ども会への助成のため)

3 対象事業

子どもの健全育成へ寄与する体験活動

※ 全国子ども会安全共済会に届出した行事であること(保険適用事業)

届出していない場合は、事業開催前に届出が必要

※ 参加者(スタッフ含む)が、必ず保険加入していること

子ども会以外の団体と一緒に活動する場合、他団体の方も保険加入していること

(子ども会以外の方は、イベント保険や町内会加入の保険でも良い)

① 自 然 体 験	釣り、カヌー・イカダ体験、押し花等
② 遊 び 体 験	バルーンアート、アスレチック、手品、紙芝居等
③ ス ポ ー ツ 体 験	ドッジボール、ボウリング、サイクリング、スキー、スケート、カーリング等
④ モ ノ づ くり 体 験	工芸、陶芸、おもちゃ作り、アクセサリ作り等
⑤ 食 育 体 験	農業体験、餅つき、クッキング等
⑥ 季 節 行 事	七夕、クリスマス会、ハロウィン、ひな祭り等
⑦ 国 際 交 流	遊び、料理、文化、言語等
⑧ 地 域 再 発 見	公園等探索、街マップ作り、記念碑で歴史めぐり等
⑨ キ ャ ンプ 体 験	まき割り体験、野外炊事、テントやコテージ宿泊
⑩ 防 災 ・ 防 犯 活 動	地域の安全マップ作り、防災ゲーム体験、危険予知トレーニング(KYT)等
⑪ 昔 遊 び 体 験	お手玉、竹馬、あやとり、こま、けん玉等
⑫ 伝 承 文 化	百人一首、書初め、太鼓、染物、パッチワーク等
⑬ 施 設 利 用	歴史・文化・スポーツ・科学等の体験学習施設の利用

4 参加人数

10名以上が参加する事業(概ね、子どもが1/3を超えること)

※ 参加人数には運営スタッフ(育成者等)も含む

5 活動場所

札幌市内及びその近郊市町村の体験施設等

6 助成額

1団体1事業とし、上限額は20,000円とします。

※ 申込時、助成希望額を記入してください。

※ 体験活動の財源として自主財源ほか、町内会助成金等の併用可能です。

※ 助成した金額のうち使用しなかった分は返金していただきます。

7 対象経費

- ・子どもが体験するための費用（入場料、用具レンタル料、消耗品類、食材代など）
- ・施設等へ移動するための費用（貸切バス代、公共交通機関代など）
- ・施設の下見等にかかる費用（施設使用料や公共交通機関、ガソリン代など）
- ・事業を行うための会議や準備、後処理等で必要な費用
（会議資料の用紙代、印刷用インク代、チラシ印刷代、貸室代、案内郵送代など）
- ・健康管理に必要な費用
（熱中症対策の水分補給用飲み物及び経口補水液など※お酒は対象外）
- ・衛生管理に必要な費用（消毒液、ペーパータオルなど）
- ・事業に伴う景品の費用（ゲーム景品、参加賞、クリスマスプレゼント等、1人200円程度）

<対象外となるもの>

- ※ 現金以外で支払ったもの、ポイントをつけたりしたもの
- ※ 子どもの体験につながらない飲食代(体験事業以外の食事代、仕出し弁当代や酒代等)
- ※ 娯楽・レジャー施設(カラオケやゲームセンター等)利用料
- ※ 区の団体会費(3,000円)、および当助成事業申込前の安全共済会個人会費

8 区ごとの助成金配分枠

申込期間:第1期の締切後、残余がある場合は配分枠に関係なく助成します。

助成総数 50 事業、助成総額 1,000,000 円を上限とします。

< 令和8年度 区支部別の配分数 > (令和7年度実績をふまえて配分)

区	配分数 (団体) * 3団体分は予備	配分金額 (配分数×20,000円) * 60,000円は予備	登録単子数 (令和8年3月31日付) * 北区は、令和8年5月31日付
中央	3	60,000円	18
北	3	60,000円	16
東	6	120,000円	38
白石	3	60,000円	14
厚別	4	80,000円	23
豊平	3	60,000円	20
清田	5	100,000円	26
南	8	160,000円	49
西	5	100,000円	33
手稲	3	60,000円	20
合計	47団体	940,000円	257単子

9 対象となる事業開催期間

令和8年7月1日(水)～令和9年2月28日(日)

10 申込手続・選考結果の通知

1) 申込期間

第1期: ~6月30日(火)

第2期: 7月1日(水) ~ 12月25日(金)

※ 第1期は、区の配分数に応じて助成団体を決定

前年度助成を受けた子ども会も申込可能（但し助成を受けたことのない子ども会が優先）

※ 第2期は、区の配分数に残余が生じた場合は、残余分を10区分まとめて先着順に受付・決定します。

2) 申込先および申込方法

各区事務局まで提出書類を持参・郵送、または電子メールで送付

3)提出書類（札子連 Web サイトからダウンロードできます）

- ①申 込 書
- ②振込先通知書・振込手数料は札子連負担。
- ③参加子ども会一覧・複数子ども会が参加する場合、地区子連と合同で実施の場合に使用

4)選考結果の通知

申込団体に各区事務局を通じて通知

11 事業実施後の報告書提出

1)提出期日

事業終了後1か月以内に提出

(2月下旬に実施した事業は3月15日(月)までに提出をお願いします)

2)提出先および提出方法

各区事務局まで提出書類を持参・郵送または電子メールで送付

3)提出書類

育成者は札子連 Web サイトからダウンロードできます

- ① 報 告 書…… 領収書(コピー可)を裏面か別紙に添付(現金払いのみ可)
- ② 活動写真…… 3枚程度提出。札子連 Web サイトに写真を掲載し活動を紹介する予定です。
参加者にあらかじめ承諾を得てください。データでの提出にご協力ください。
- ③ アンケート…… 子ども会代表の方や育成者さんが記入

12 注意事項

- 支払いは現金のみです（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、ポイント払い不可）
- 購入時に、個人のポイントカードにポイントした場合は対象外です
- 領収書のほかに明細がわかるものも添付すること
- 領収書の宛名に子ども会名を記載
他団体名でもらう場合は、どこかに子ども会名を記載があるか確認

特にご注意ください！

- 飲食費の使用用途によって対象か対象外かを区別してください

【対象経費(子ども自身が体験するものに使用する場合)】

- ・調理体験に必要な食材費 ※ケーキ作りの材料費、野外活動の炊事用食材など
- ・健康管理用の水分など ※1人1本程度の水やお茶、薬を飲むための携帯水
- ・防災体験で使う防災食
- ・ハロウィンや七夕で練り歩きながら、もらうためのお菓子
- ・もちつき、豆まきなどで使うもち米や豆など

【制限のあるもの】

- ・景品代(1人200円程度) ※配布するだけでは、体験にならず景品とみなします。
- ・クリスマス会の飲食、プレゼント(子どもが“やってみる(体験する)”活動に工夫)
※「プレゼントを渡す」、「ケーキを食べる」は景品と同義。

【対象外】

- ・スタッフ会議等での飲食代
- ・クリスマス会でのフライドチキン(体験というより食事の意味が近いため対象外)

13 その他

Q&Aもご確認ください